

肉骨粉適正処分対策事業（新規）

1 事業の目的

本来、肉骨粉は飼肥料等用原料として有用なものであるが、BSEの発生に伴い、牛への誤用を防止する観点から、飼肥料等用原料としての利用を一時停止しているところである。その後、豚・鶏由来肉骨粉については、その安全性が確認されたため、飼肥料等用原料への利用が解除されてきている。こうした中、円滑な畜産副産物の処理の継続を図るため、肉骨粉の適正処分を推進し、と畜場機能の維持及び肉畜出荷の安定化を図るとともに、利用可能となった豚由来肉骨粉等の有効利用の促進を図る。

2 事業の内容

（1）計画推進

肉骨粉の適正処分の推進、利用可能な豚由来肉骨粉等の有効利用の促進のための協議会の開催や指導等

（2）肉骨粉等の隔離・焼却

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費の助成。

3 事業実施主体

（社）日本畜産副産物協会

4 所要額（補助率）

73億円（定額、10／10以内）

〔担当課：生産局畜産部食肉鶏卵課
代表 03-3502-8111 内線4943
担当者：国立、加納〕

B S E 発生農家経営再建支援等事業

1 事業の目的

B S E 発生農家等の経営再建を支援するとともに、B S E 発生地域及びB S E 患畜等が確認された食肉センター等への影響を緩和し、もって我が国畜産の安定に資する。

2 事業の内容

- (1) B S E 患畜等を飼養していた農家への支援
- (2) B S E 患畜等が飼養されていた地域における地域的な影響を緩和するための取組に対する支援
- (3) B S E 患畜等を確認した食肉センター等への支援

3 事業実施主体

(社) 中央酪農会議等

4 所要額 (補助率)

1 億円 (定額、3 / 4 以内、1 / 2 以内)

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：関村、米森